介護支援専門員の皆さまへ　⑤

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて第 12 報】が発出しました。

今般のコロナウイルス感染拡大防止の状況からの流れは理解できますね。
もう少し、わかりやすい支援の方法もありそうでしたが・・・

・介護支援専門員と連携の上、
・利用者からの事前同意

このあたりがポイントでしょうか。

今般の趣旨を踏まえて、介護保険サービス提供事業所・利用者様と、丁寧に連携を取りながらの対応をお願い致します。

•介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて第 12 報を添付しておりますので、ご確認ください。

令和 2 年 6 月 10 日　　大阪介護支援専門員協会堺ブロック運営委員